

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和六年一月一十九日

広島県監査委員

沖

同 同 同

三 奥 山 沖

田 下 井

利 兆 智

江 子 生 之 純